

## 基本理念・原則となる条例(仮称)案(骨子)パブリックコメントの概要(詳細)

平成22年9月  
政策企画部

	区分	府民の意見・提案(要旨)	京都府の考え方
1	基本的な考え方	ここに挙げられる基本理念及び原則は、ある程度当たり前のことが書いてあり、当然府政は、遵守して行うことが求められます。また透明性のある政治が行われていれば、信頼できかつ、間違った方向へは進まないのではないかと考えます。	この条例の基本理念や基本原則は、現在の社会通念から考えると、当然のことを掲げているものといえますが、これからの府政運営や府域における地域づくりについての基本的な考え方を条例制定という形で府民の皆様と共有することに大きな意義があると考えております。 府政の推進に当たって、透明性の確保や法令遵守の取組を進め、府民との信頼関係を確かなものとしていくことは不可欠であり、この条例の基本原則や知事その他の執行機関の責務にも明確に示すこととしております。
2	基本的な考え方	当たり前だけど大切な条例だと思います。	
3	基本的な考え方	非常にわかりにくいです。結局のところ何がしたいかが明確ではないし、よほどの人でなければこれを全部読もうとは思わないでしょう。 そもそも条例化するメリットは何なのでしょう。役所各所への伝達や自治会などへの通達で済むレベルの話ではないのでしょうか。 条例制定よりも別のものについて予算・労力を傾けるべきではないのでしょうか。	この条例は、府政運営や地域づくりをどのような考え方で進めていくのかを府民と共有するものであり、具体的な政策を達成するものではありません。 地域社会を取り巻く状況が大きく変動する中で、地域の課題に柔軟に対応していくためには、従来のように専ら行政が公共分野を担うのではなく、府民や地域の団体など多様な主体がその持てる力をいかして連携していくことが求められます。 その際に、当然と考えられることであっても、府政運営や地域づくりの基本的な考え方を共有しておくことは大変大切です。これによって府の役割や責務、市町村、府民などとの関係が明確化され、この条例に示された理念・原則に従って、府政に関わるあらゆるプロセスが進められることになり、府民とともに改革・改善の取組を進めるきっかけにもなると考えております。 なお、わかりにくいというご指摘については、条文に一般的な用語を使用し、できる限り平易な文章にするなど、府民の皆様は条例の趣旨が十分にご理解いただけるようにしていきたいと考えております。

4	基本的な考え方	もう少し噛み砕いた、誰でもとつきやすい文章の方がよいと思います。	<p>この条例は、理念を中心としたものであるため、より多くの府民の皆様にその内容を理解していただけるよう、条文に一般的な用語を使用し、「です・ます」調を採用するなどやわらかなイメージで、平易な文章となるようにしていきたいと考えております。</p> <p>また、条文には法令として、規定する際に一定の約束事があるため、条文より比較的自由な表現ができる前文を設けて、条例の基本的な考え方や目的などをできる限り分かりやすく規定したいと考えております。</p> <p>なお、基本原則の一つ目に示す考え方は、府民や地域の持つ力や資源をいかしていけるように、自主的、自立的な活動を尊重し支えていくことを示したものであり、一方、基本原則の四つ目の考え方は、政策の立案等の過程に府民が参画できるような機会を確保することを示したものであり、それぞれ基本原則として意味を持つものと考えております。</p>
5	基本的な考え方	各地方自治体の市民憲章のように簡潔に、分かりやすい文章にするべきではないでしょうか。類似の用語が続き分かりにくいです。例えば、基本原則の1と4は、府民の持つ力が引き出される環境を整えることと、参画できる機会を確保することは意味、目的が重複しており、より簡潔に修正できると思います。	
6	基本的な考え方	「府民」に、府内で働く他府県に住む人や、府内で学び、若しくは活動する他府県に住む人が含まれているのかどうか、また、参政権を有していない外国人が含まれるのかどうか、明らかにしていただきたいです。特に現政権が目指す地方参政権付与との関係から、この条例の制定に際して、立場を明らかにしていただきたいです。	<p>この条例において「府民」とは、原則として、府域に関係する住民、勤労者、学生、活動者等すべての人が該当するものと考えており、また、その住所や国籍を問いません。但し、法律や別の条例等において「府民」の範囲を定めている場合、その適用については当該の規定に拠ります。</p> <p>なお、地方参政権については、国において議論されるものと承知しております。</p>

7	基本理念	<p>職業や地域による差別のない風通しの良い、「幸福度」の高い京都を望みます。</p>	<p>この条例の基本理念の一つ目に、「人を大切にし、人がつながり支え合う、心豊かな社会づくり」という基本理念を掲げています。これは、この条例の基本的な考え方である、府民一人ひとりの個性や能力が尊重され、誰もがその意思に基づいて社会の一員として参画できそれがいかされるとともに、それぞれの多様性を受け容れ、ともにつながり支え合うことのできる、「ユニバーサル」や「共生」の視点を表したもので、3つの基本理念の中でも最も大切な考え方です。 ご意見にある職業や地域による格差のない、「幸福度」の高い京都府の実現は、こうした考え方と共通する理念であると考えています。</p>
8	基本理念	<p>近隣住民相互の助け合いの考え方が大切だと思います。</p>	<p>この条例の基本理念の一つ目に、「人を大切にし、人がつながり支え合う、心豊かな社会づくり」という基本理念を掲げています。これは、この条例の基本的な考え方である、府民一人ひとりの個性や能力が尊重され、それぞれの多様性を受け容れ、ともにつながり支え合うことのできる、「共生」の視点を基本としたものです。 ご意見の近隣住民相互の助け合いの考え方は、まさにこの理念が目指すものであると考えております。</p>
9	基本理念	<p>京都の特色をいかし、府民の意見を取り入れて進めていくという、基本理念が素晴らしいと思いました。特に、京都にはおいしい京野菜をはじめ、多くの特産物があり、それを京都の中で有効に活用し、その良さを子どもたちに伝えていくことはエコや農業の活性化、食育の観点からも、大切なことだと思います。</p>	<p>ご意見のとおり京都は古くから進取と自治の気風にあふれ、府域の様々な地域がその特徴をいかしながら、豊かな地域社会を形づくってきました。 全国的にも誇ることが出来る農産物や伝統工芸品をはじめ、環境に配慮した生活文化など、その持てる力をいかして地域の魅力を高めていただくという地域づくりのあり方を基本理念の一つに位置付けています。また、そのために、府民の参画や協働を支えていくことを基本原則の一つとして示すこととしております。</p>

10	基本原則	<p>行政運営の基本として、NPOなど民間団体との連携・協働が書かれているのは、大変よいことだと思います。行政と民間団体は、対等の関係に立ち、得意な分野でそれぞれ活動することが大切です。連携・協働は必要ですが、それが行き過ぎ、行政が民間団体に押し付けを行ったり、活動を干渉したりすることがないようにする必要があります。</p>	<p>ご意見のとおり、住民自治の主役であり、地域の実情をよく知っておられる府民の皆様が自ら取り組まれる多様な活動を尊重することは、この条例の基本理念にも示すところです。これを踏まえて、基本原則では、ともに公共の役割を担う、行政と府民、民間の団体等との関係のあり方の基本となる考え方を示すこととしております。</p> <p>なお、連携・協力という形をとりながら、実際には行政の下請的な役割を押しついたり、自主的な活動に干渉するようなことは、厳に慎まなければならないことと考えております。基本原則の中に、その考え方を規定することとしております。</p>
11	基本原則	<p>本日初めて明日の京都フォーラムに参加させていただき、大変良かったです。今後も府民の声を聞いていただく機会を持ってください。地域が益々過疎が進む中で、より元気にさせることに私も取り組みますので、今後も地方にも力を入れてください。</p>	<p>この条例の基本理念に、府民が自ら主役となり、地域の魅力を高める自立した社会づくりと、多様な主体がともに役割を担う社会づくりを掲げておりますが、それを実現するための基本原則の一つとして、府民の参画と協働を尊重し、支える府政運営を示しております。</p> <p>地域のことを最もよく知っておられる地域住民の方のご意見や取組を、地域づくりや府政運営にいかして行くことが、地域の特徴をいかし、地域を元気にしていくことにつながると考えております。</p>
12	基本原則	<p>住民には、府と市や町などの仕事の違いやお互いの関係はよくわかりませんが、お互いに協力してよい行政の施策やサービスを提供してもらいたいと思います。そういったあり方を示してほしいです。</p>	<p>ご意見のとおり、行政サービスはその経費を負担していただく府民の皆様にとって効率的で便利であることが最も重要であると考えております。</p> <p>府は市町村を包括する広域自治体として、まず、住民に最も近く、地域や住民が求めておられることを的確に把握していると考えられる市町村の行政を尊重し、必要に応じて補完するとともに、災害対策や疾病予防など市町村の地域を越えて実施することが効果的な分野を分担するなど、総合的な視点から府民の皆様には質の高い行政サービスを提供することが必要であり、その基本的な考え方を、基本原則の中に規定していくこととしております。</p>
13	基本原則	<p>府市の役割分担を解りやすく知らせてほしいです。</p>	
14	基本原則	<p>素晴らしい基本理念を定めていただいたことに感謝をします。市町村の計画との調整はどうなっているのでしょうか。</p>	

15	基本原則	<p>京都市内に住んでいると「府」が遠くに感じられます。府政運営となると、京都市は関係がないのでしょうか。その辺が少しわかりにくかったです。</p>	<p>この条例の基本原則の一つに「市町村との連携・協力による府政運営」を示しており、府は、住民に最も近い行政を担う市町村の活動を尊重し、補完するとともに、府の持つ資源をいかして、広域的に行うことが適当な行政事務を担当するなど、府民の皆様にとって質の高い行政サービスが提供できるよう市町村との適切な役割分担と連携・協力を行うことが必要であると考えています。</p> <p>ご意見の京都市との関係ですが、こうした府と市町村の基本的な関係を基礎に置きながら、府民の半数以上が居住し、いわゆる政令指定都市として一定の行政分野では府と対等の権限を担っているという相互の関係を踏まえて連携・協力を行うことが、府政を進めていく上で大変重要であると考えております。これまでから、観光分野をはじめ様々な施策を府市協調により進めてきておりますが、基本条例でも政令指定都市である京都市との関係を踏まえて規定することとしております。</p>
16	基本原則	<p>京都市との連携をどうするのでしょうか。この問題を明確にしないと現実的ではないと思います。</p>	
17	基本原則	<p>私は京都市に住んでいますが、府と市で同じような施設を作っていたり、似たようなことをやっていることがあると思います。市民にとって無駄なことがなくなり、その費用がより良い方向で使われて、市民にとっての便利さが上がるよう、そうした協力のあり方を考えていただきたいです。</p>	<p>ご意見の、京都府といわゆる政令指定都市である京都市との関係については、府政を進めていく上で大変重要であると考えております。都道府県と政令指定都市の両者が切磋琢磨し、良い政策をつくり出していくことによって住民生活の向上に大きく寄与することができますが、他方のことを考慮せずに行政運営を行ってはいは、無駄や不便さの原因となるおそれがあります。府と京都市とはこれまでから、観光分野をはじめ様々な施策を協調しながら進めてきておりますが、この条例でも政令指定都市である京都市との関係を踏まえて規定することとしております。</p> <p>なお、「政令指定都市」は、地方自治法に基づく制度であり、京都府が独自に条例等でこれを廃止することはできません。</p>
18	基本原則	<p>政令指定都市制度を廃止し、二重行政を改善してほしいです。</p>	

19	知事等の 責務	<p>進めるのは府民ではありますが、行政マンとしての職員教育はどうなっているのでしょうか。京都府の幹部職員にも、絆・協同に全く反対の部長職の方もおられ、地域では困っている事態もあります。知事の指導力に期待します。</p>	<p>この条例に、知事その他の執行機関の責務として基本理念、基本原則に基づいて府政運営を行うよう定めることとしておりますが、府政の責任者である知事等には、府民とともに地域の課題に対応し、府政を運営するために必要な能力を有する職員を育成する責務があることも同時に示すこととしております。</p>
20	知事等の 責務	<p>知事その他の執行機関の責務や努力に関する記述はありますが、職員の責務についての記述がありません。知事その他の執行機関が責任を自覚し努力したとしても、実際に府政運営に携わる職員の責任を記載しなければ、先に発生した知事室長の「メール事件」をはじめ、府政運営の信頼を失墜させる事件の再発は防止できるものではないと思います。</p>	<p>この条例の基本原則の一つに、府民によく見える、信頼される府政運営を掲げており、その中に、法令遵守の徹底等による公平、公正な、府民の信頼を得る府政の実現に努めることを規定しております。また、これらの基本原則に基づく府政運営の実現のため、知事その他の執行機関にはその責任者として、必要な能力を有する職員の育成に努めなければならないことを示すこととしております。</p> <p>なお、この条例はもとより、職員が地方公務員として、地方公務員法など関係する法令を遵守しなければならないことは申し上げるまでもありません。</p>
21	議会との 関係	<p>議会との関係はまだ書かれていませんが、どちらも住民の代表として地方自治を進めていく立場であり、双方がしっかりと役割を果たすよう、相互の関係のあり方をしっかりと規定してほしいと思います。他の自治体のように議会と対立の関係にあるのは異常です。民主主義がきちんと機能するようになるべきです。</p>	<p>ご意見のように、全国の地方自治体で首長と議会が対立し、自治体運営に必要な予算や議案の審議が行き詰まっている事例がしばしば報道されております。その自治体の事情もあろうかとは思われますが、このような状態が行き過ぎると、住民の生活に悪影響を及ぼすことにもなりかねません。</p> <p>現在、府政運営の基本的な考え方を示すこの条例の検討と並行して、府議会においても、議会運営のあり方や議会の立場から知事との関係の基本等を規定する議会基本条例の検討が進められております。</p> <p>知事と府議会はともに府民の皆様から選ばれた代表として、府民福祉の増進という目的達成のため、相互の役割を尊重して、それぞれの機能を最大限に発揮することが大切であり、その趣旨をしっかりと示していきたいと考えております。</p>

22	議会との関係	<p>知事と議会との関係の基本が、議会との協議、調整を踏まえて基本となる事項を定めますとされていますが、どのような方向を示されるのでしょうか。「府民が起点」となった場合に議会はどのような役割を果たすのでしょうか。そうした明示がないと全体像が描けません。</p>	<p>住民から直接選ばれる代表である知事と議会は、府民福祉の増進に向け、地方自治体の運営において、相互の役割を十分に果たしていくことが必要です。</p> <p>この条例については、知事その他の執行機関の側から、府政運営において基本としていく考え方や行動原則を規定することを考えており、その中で、府議会との関係のあり方を示していきたいと考えております。</p> <p>なお、現在、府議会においても、議会運営のあり方や議会の立場から知事との関係の基本等を規定する議会基本条例を検討中であり、いわゆる二元代表が相互の立場と機能を踏まえて、それぞれの条例でその基本的な考え方を府民の皆様を示し、その責務を全うすることにより、府民の信託に応える府政運営に努めてまいりたいと考えております。</p>
23	その他	<p>物事には表と裏が必ずあります。政策にも、問題を解決する力を持つ表の面と、前提条件に変化があった時に負の面が突如として出て来ることがあり、正の面の効果と負の面の対応策を府民に開示していただきたいと思えます。</p>	<p>地方自治の原点は、地域のことを最もよく知る住民が、その意思と責任によりその地域の進むべき方向性を決定して、その結果についても責任を持ち、受け容れていくことであると考えられます。</p> <p>従って、府民が自ら取り組んでいる活動を大切にしたり、地域の解決に当たって公的な役割を担っていただけるような環境を整えていくことが行政の重要な役割の一つであると考えております。また、住民から選ばれた知事が、それが良い内容であるか否かに関わらず、行政運営に関する情報を府民と共有することや、意見の提出等、政策の形成過程から府民に参画をいただく機会を設けることなども基本原則として示していくこととしております。</p>
24	その他	<p>府民が選挙に高い関心を持つように取り組んで下さい。社会(京都府)を良くするのは行政の力ではなく、マスメディアの言うことを鵜呑みにしないで、自分で考えようとする一人一人の自立力と自律力です。投票率を75%に上げるための、横断的・総合的プロジェクトを立ち上げ、取り組んで下さい。小さい頃から自分で考え、行動する府民を育てる教育に取り組んで下さい。行政には、真実を伝え、考えさせる責任があります。</p>	<p>この条例の基本原則で示した、府民を起点とする活動や府民の参画を尊重することにより、府政に対する関心が高まるとともに、府民が直接選んだ代表である府議会の議論を経て、最終的な自治体の意思が決定されることが二元代表制の下での府政の基本であると考えられますので、この条例にもそうした基本的な考え方を示していくこととしております。</p>

25	その他	<p>児童虐待の事例に見られるように、行政はある程度、個人の私権を超えて権限を行使しなければならない時があると考えます。行政は府民の視点で施策、事業を進めるべきで、そういう意識を持ち合わせていない職員がいます。もっと、細部にわたる行政の「無駄」を仕分け、外郭団体を整理してほしいです。</p>	<p>この条例の基本原則の中には、府民が起点となり、府民がいかされるといった、住民自治の主役として府民の存在やその視点を基礎に置く考え方を示すとともに、行政の責任において果たすべき役割や、規律ある行政運営についての原則も示すこととしております。ご意見にありますとおり、セーフティネットなど府民が安心・安全に暮らすことができるように必要な役割を担うことや、効果的かつ効率的な事業の実施など健全な財政運営を実現すること等についても盛り込むこととしております。</p>
26	その他	<p>基本条例の考え方を踏まえると、沖縄の米国基地の一つでも京都府へ移転して、暖かみのある京都府をつくってはいかがでしょうか。</p>	<p>この条例は、府政運営全般に共通する普遍的な理念や原則を規定するものであり、個別の施策の方向性について示すものではありません。</p>